

善通寺第一高等学校いじめ防止基本方針

平成30年4月1日
香川県立善通寺第一高等学校

1. いじめ防止基本方針について

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。また、その生命、身体に重大な危険が生じるおそれのある、決して許されない行為である。しかしながら、「いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうるもの」であることから、本校においても、未然防止、早期発見、早期対応に継続して取り組むために、「いじめ防止基本方針」を定め、全教職員が全力を挙げてこれに取り組むものとする。

学校におけるいじめ問題への対応においては、学校、家庭、地域など全ての関係者が協力し連携を図りながら、一体となり組織的に取り組む必要がある。学校内外でのあらゆる教育活動を通じて人権意識を高め、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合には早期発見、早期対応に努めることにより、全ての生徒が安全で安心して生活できる学校づくりを目指していく。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

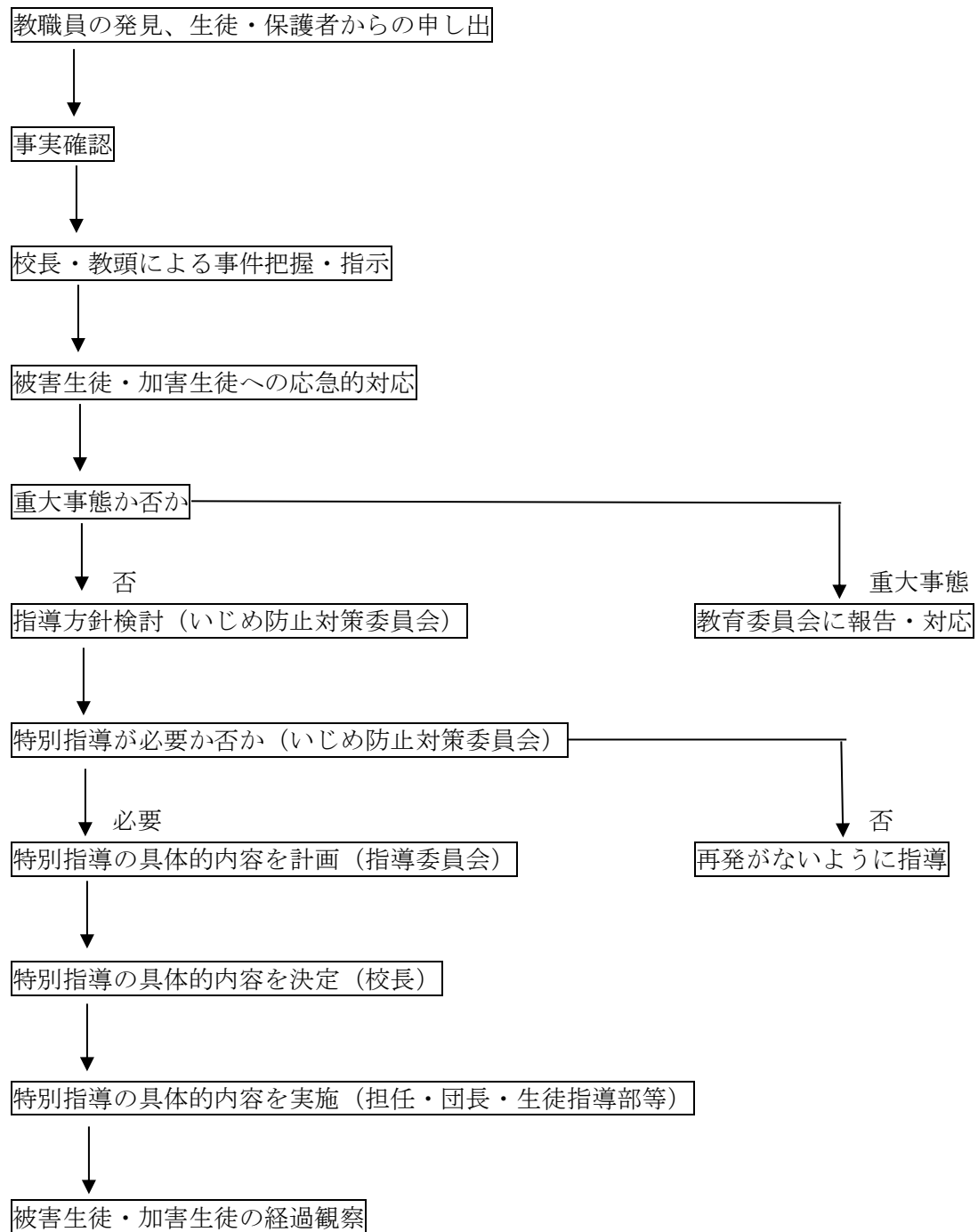
3. いじめ防止対策のための校内組織・いじめに対する措置（いじめ防止対策委員会）

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、人権・同和教育主任、教育相談部長、特別支援教育コーディネーター、学年主任、学科主任、養護教諭、スクールカウンセラー等からなる、いじめ防止対策委員会を設置し、個別のいじめや重大事案への対応に努める。

いじめの事実があると思われるときには、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、速やかに情報を報告・共有し、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を徹底して守り通す。

いじめを認知した場合は、以下のフローチャートにより適切に対応する。

いじめ発見時の対応



4. いじめ防止に関する基本的な施策について

(1) 未然防止

- ①入学時、PTA総会や学級懇談会において「いじめ防止」についての学校の基本方針について周知し、保護者や生徒の理解と協力を得る。
- ②いじめについての、教職員の研修を充実させる。
- ③学校生活に関するアンケート調査や被害調査を定期的の実施し、生徒のいじめの状況等を把握し、いじめを許さない学校体制作りに努める。
- ④道徳教育や人権・同和教育などを通じて、生徒の自尊感情を高め、他人の心の痛みや命の大切さを理解し思いやることができるよう、人権意識の高揚を図る。
- ⑤特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) 早期発見

- ①全ての教職員が、生徒が示す変化を見逃さないように努める。些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、生徒が示す変化を見逃さないようにし、積極的にいじめを認知するよう努める。
- ②全生徒を対象とした、学校生活に関するアンケート調査を実施し、いじめの早期発見に努めるとともに、日頃より教職員と生徒との信頼関係の構築、生徒一人ひとりの学校生活の様子把握に努める。
- ③定例の学年連絡会の開催を通して、生徒に関わる情報を教職員の間で共有し、実効性の高い取組を図る。
- ④関係諸機関と連携し、校外での生徒の様子についての把握に努める。

(3) 早期対応

- ①いじめを認知した場合、必要に応じていじめ防止対策委員会を招集し、いじめの事実確認、対応方針の検討と情報の共有に努めるなどの相談体制の充実を図り、適切、迅速に対応する。
- ②いじめを受けた生徒を徹底して守る。そして、いじめを行った生徒に対する指導を的確に行う。また、保護者と連携を図りながら、いじめの事実や対応策等について十分に説明し、了解を得て対応にあたる。
- ③事案によっては、教育委員会や警察と連携して適切に対応する。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは

- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3ヶ月を目安とする）
 - ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- の少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

5. 年間計画

4月	新入生及び保護者への「いじめ防止基本方針」周知（入学式） いじめ防止対策委員会　いじめ被害調査（前年度3学期、春季休業中）
5月	保護者へ「いじめ防止基本方針」周知（PTA総会） 人権・同和教育HR（1年）　学年連絡会
6月	人権・同和教育HR（2年）　学年連絡会
7月	人権・同和教育HR（3年） 生活安全教室（ネットトラブル、ネット上のいじめ等）
9月	いじめ防止対策委員会　いじめ被害調査（1学期、夏季休業中）
10月	人権・同和教育HR（2年）　学年連絡会
11月	人権・同和教育HR（1、3年）　学年連絡会　人権啓発行事
1月	いじめ被害調査（2学期、冬季休業中）　学校生活に関するアンケート調査 学年連絡会
2月	いじめ防止等に関する現職教育
3月	評価と次年度計画の作成

6. 学校評価の実施

学校教育評価において、本校におけるいじめ問題等への取組等について、生徒、保護者にアンケート調査を実施するとともに、学校評価を行う。また、スクールカウンセラー、学校評議員会から、いじめ防止対策の取組について意見を求め、これらを次年度の計画に反映させる。